運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則の一部を改正する省令

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成二十三年総務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運輸事業振興助成交付金の基準額の算定） **第二条**　法第二条第二項に規定する総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。 算式 Ａ×Ｂ×Ｃ×Ｄ×（１－0.07） 算式の符号 ［Ａ　略］ Ｂ　交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合として国土交通大臣が定めるもの Ｃ　交付対象者ごとに次の算式により算定した数値 算式 ｅ÷（ａ＋ｂ＋ｃ＋ｄ） 算式の符号 ａ　営業用バス標準軽油使用量（交付年度の前々年度以前５箇年度内の各年度における営業用バスの軽油使用量の合計を当該各年度の９月末日における営業用バスの登録台数（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第４条に規定する自動車登録ファイルに登録されているものの台数をいう。以下同じ。）の合計で除したものとして国土交通大臣が定めるもの。ｅにおいて同じ。）に交付年度の前年度の９月末日における営業用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの ｂ　営業用トラック標準軽油使用量（交付年度の前々年度以前５箇年度内の各年度における営業用トラックの軽油使用量の合計を当該各年度の９月末日における営業用トラックの登録台数の合計で除したものとして国土交通大臣が定めるもの。ｅにおいて同じ。）に交付年度の前年度の９月末日における営業用トラックの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの ｃ　自家用バス標準軽油使用量（交付年度の前々年度以前５箇年度内の各年度における自家用バスの軽油使用量の合計を当該各年度の９月末日における自家用バスの登録台数の合計で除したものとして国土交通大臣が定めるもの）に交付年度の前年度の９月末日における自家用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの ｄ　自家用トラック標準軽油使用量（交付年度の前々年度以前５箇年度内の各年度における自家用トラックの軽油使用量の合計を当該各年度の９月末日における自家用トラックの登録台数の合計で除したものとして国土交通大臣が定めるもの）に交付年度の前年度の９月末日における当該都道府県内の自家用トラックの登録台数を乗じたもの	（運輸事業振興助成交付金の基準額の算定） **第二条**　法第二条第二項に規定する総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。 算式 Ａ×Ｂ×Ｃ×Ｄ×（１－0.07） 算式の符号 ［Ａ　同左］ Ｂ　交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合として総務大臣が定めるもの Ｃ　交付対象者ごとに次の算式により算定した数値 算式 ｅ÷（ａ＋ｂ＋ｃ＋ｄ） 算式の符号 ａ　営業用バスの標準軽油使用量（営業用バス、営業用トラック、自家用バス又は自家用トラックごとに交付年度の前々年度以前５箇年度内の各年度における当該自動車の軽油使用量の合計を当該各年度の９月末日における当該自動車の登録台数（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第４条に規定する自動車登録ファイルに登録されているものの台数をいう。以下同じ。）の合計で除したものとして総務大臣が定めるもの。以下同じ。）に交付年度の前年度の９月末日における営業用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの ｂ　営業用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の９月末日における営業用トラックの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの ｃ　自家用バスの標準軽油使用量に交付年度の前年度の９月末日における自家用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの ｄ　自家用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の９月末日における当該都道府県内の自家用トラックの登録台数を乗じたもの